



ユナイテッド・アドバイザーズ株式会社

会社案内



---

時は今

バトンタッチの準備はお済みですか？

お客様が人生をかけて築いてこられた、生きた証と言っても過言ではない資産・事業も、やがては次の世代に承継していかなければならない時がやってきます。

私たちユナイテッド・アドバイザーズは、資産・事業、そして何よりもそこにこめられたお客様の“思い”を、次の主役に引き継ぐお手伝いをするために集まった専門家集団です。

---



当社はこれまで、それぞれの分野で、相続、資産運用、事業承継、経営コンサルティングなどの業務に携わってきた税理士、弁護士、公認会計士、司法書士によって2007年7月に設立されました。

「ユナイテッド・アドバイザーズ」という名の通り、各分野のエキスパートが一体となって相続、資産運用、事業承継のコンサルティングを行います。

# 当社のサービス

Service  
For  
Individual  
Members

## 個人会員向けサービス

公的年金には頼れない今、豊かな老後を送るためには、自己責任で資産を守り、育てていくことが求められていますが、高齢富裕層を狙った投資詐欺の被害に遭い、全財産を失ってしまうといった事件も報道されています。

また、「相続は争族」とも言われるように、せっかくの資産がかえって禍根となってしまう例も多くありますが、これらのトラブルの中には、専門家に相談し、適切なアドバイスを受けていれば、防げたものも少なくありません。

当社では、顧客の豊かな老後を守り、「争族」を防止するため、個人を対象に、次のようなサービスを行います。

- 資産の評価、相続税対策
- 遺言書作成助言、遺言書の保管
- 遺言書執行業務
- 任意後見（成年後見）
- 資産運用に関する助言

Service  
For  
Corporate  
Members

## 法人会員向けサービス

中小企業白書2006年版によると、経営者が引退したいと考えている年齢は、平均64.5歳であるのに対し、経営者の平均年齢は、約58歳となっており、引退時期はすぐそこまで迫っています。

また、経営者の95%が、誰かに事業を承継したいと希望している一方で、事業承継対策は進んでおらず、経営者の過半数は、誰かに相談さえしていないという調査結果となっています。

事業承継の失敗は、業績の悪化にとどまらず、場合によっては会社の消滅にもつながりかねず、経営者一族はもちろん、従業員とそ

の家族、取引先に至るまで計り知れない影響を与え、大きな社会的損失となります。

当社では、中小企業の経営の円滑な承継を支援し、事業承継の失敗による廃業をなくすため、法人・経営者を対象に、以下のようサービスを行います。

- 自社株式の評価
- オーナー経営者の遺産相続対策
- 種類株式を活用した自社株対策
- 後継者教育
- MBOやM&Aに関する助言

# 当社のサービスの特徴



## 会員制サービス

遺産相続、資産運用、事業承継に関する業務は、一回のご相談で完結するものではなく、最初のカウンセリングから内容の決定に至るまで何度も打ち合わせを重ね、お客様のご希望に最も適ったものを作り上げる必要があります。

また、一旦内容が決まった後も、資産構成や家庭環境、会社の経営環境、さらにはお客様ご自身の意思の変化に合わせて絶えず見直しを行い、お客様が逝去された時には速やかに実行に移せるように備えなければなりません。

そのため、数十年先まで見据えた一生のアドバイザーとしてご活用いただけるように、当社では会員制をとっております。

## コンシェルジュサービス

当社では、お客様ごとに担当のコンシェルジュを配置し、コンシェルジュがお客様と専門家をつなぐ窓口を務めます。

ファイナンシャルプランナー（FP）の資格を持つコンシェルジュは、遺産相続、資産運用、事業承継の全般に通じており、お客様のご相談内容に応じて専門家アドバイザーのチームを編成して対応いたします。



# 既存サービスとの違い

## 金融機関の提供するサービスとの違い



遺言信託など金融機関が提供するサービスでは、基本的に銀行員が対応し、資格が必要な業務や複雑な案件は弁護士や税理士を紹介します。

当社では、コンサルティングから実施まで、資格を持った専門家アドバイザーが一貫して業務にあたりますので、安心してお任せいただけます（法律上資格者が個人として行う必要のある業務は専門家アドバイザー個人とのご契約となります）。

また、金融機関とは異なり、金融商品の販売を目的としませんので、真にお客様の側に立ったアドバイスを行うことができ、しつこいセールスにわずらわされることもありません。

ファイナンシャルプランナー（FP）の資格を持つコンシェルジュは、遺産相続、資産運用、事業承継の全般に通じており、お客様のご相談内容に応じて専門家アドバイザーのチームを編成して対応いたします。

## 法律・会計事務所の提供するサービスとの違い



遺産相続や事業承継の専門家というと、まず思い浮かぶのは弁護士や税理士ではないでしょうか。しかし、弁護士や税理士に相談したいと思っても、知り合いにいないければ、誰かに紹介してもらわなければなりませんし、せっかく紹介してもらった弁護士や税理士が遺産相続や事業承継を専門としているとは限りません。

また、資格ごとに取り扱える業務が異なりますので、紹介を受けた税理士だけでは完結せず、さらに弁護士を紹介してもらわなけれ

ばならないということも少なくありません。

当社では、「この内容は誰に相談したらいいのか」と悩まれたり、相談する相手が替わる度に何度も同じ説明を繰り返していただくことなく、コンシェルジュを窓口にも、遺産相続・事業承継の専門家アドバイザーが情報を共有しながらワンストップでサービスを提供いたします。

# 個人会員サービス

## 相続・遺言

ユナイテッド・アドバイザーズでは会員制をとっており、個人会員様向けに以下のようなサービスを提供しております。

### ①カウセリング

お客様から資産構成、家族構成などをうかがい、相続税の簡易査定と相続税対策の必要性についてのカウンセリングを行います。

### ②資産価値の評価・相続税対策

相続税を試算し、生前贈与や税法上の特例などを活用した相続税負担の軽減や、納税資金を確保するための最適な方法をご提案します。

### ③遺言書作成コンサルティング

資産価値の評価、相続税対策を踏まえて、遺言書の文案を作成します。

### ④公正証書遺言の作成

遺言書は公正証書遺言にすることをお勧めします。公証人との遺言内容の打ち合わせから公証人とのアポイント、場合により出張等の手配も行います。

### ⑤定期確認

遺言書作成後も、お客様のご意志、資産構成に変化がないか、定期的に確認させていただきます。

### ⑥遺言執行

お客様が逝去され、通知人から当社にご通知いただくと、遺言書でご指定の遺言執行人が直ちに業務遂行します。

# 個人会員サービス

## 任意後見

認知症（痴呆症）などによって判断能力が十分でなくなると、ご自分の資産を管理したり、介護や施設への入所契約を締結することが難しくなります。また、悪徳商法の被害にあつて全財産をだまし取られるといった事件が多発していることもご存知ではないでしょうか。

判断能力が不十分な方を支援する制度としては、家庭裁判所に選任された後見人がご本人に代わって法律行為を行う成年後見制度が用意されて

いますが、ご本人が判断能力を失ってからでは、自ら信頼のおける後見人を指定することはできません。

そこで、判断能力が十分なうちに、公正証書で後見人予定者と後見人に任せたい業務を指定しておき（資産管理や医療・介護契約の締結などを個別に指定することができます）、万一判断能力がなくなった場合には、指定された後見人が家庭裁判所の監督の下で業務を遂行するという制度が任意後見制度です（幸いそのような事由が発生しなければ任意後見は開始しません）。

当社を任意後見人とする任意後見契約を締結しておかれれば、ご病気・事故などで判断能力が失われるようなことがあっても、お客様もご家族様も安心して生活をお送りになれます。

## 資産運用

今ある資産を守り育てながら安心して老後をお過ごしになり、さらには次世代に引き継がれるためには、しっかりと計画を立てて資産を配分し、個別の金融商品に関してもきちんと商品性・リスクを把握しなければなりません。

しかし、次々と新しい金融商品が発売される中、商品を売りたい販売員のセールストークだけで商品性とリスクを十分に理解できるでしょうか？

富裕層を狙った、プライベートバンキングや匿名組合などを名乗る大型の投資詐欺事件も多発していますので、一歩間違えれば取り返しのつかない損害を被ってしまいます。

当社では、特定の金融機関との関係を持たない公正独立の立場から、ファイナンシャルプランナー（FP）の資格を持ったコンシェルジュがお客様の資産運用計画の立案をお手伝いするほか、ご希望に応じて、専門家アドバイザー弁護士、税理士、公認会計士が個別の金融商品の契約書、目論見書等を検討してリスクを診断し、セカンドオピニオンをお出しいたします。

## その他サービス

その他サービスとして、老人ホームへのご入居、不動産や自動車等の高価品のご購入、自営業者やお医者様のお客様の承継問題など、何でもご相談いただけます。

# 法人会員サービス

## 自社株式の評価 オーナー経営者の相続対策

多くの場合、オーナー経営者の資産は、その相当部分を自社株式が占めます。

非上場企業の株式は一般に取引されないため、評価額の算定が複雑な上、換金性が低いという特徴があり、計算上は多額の遺産があるはずなのに、相続税の納税に苦勞するケースも少なくありません。

ユナイテッド・アドバイザーズでは、自社株式の評価額を算定するとともに、より有利な評価を受けて相続税負担を軽減し、必要に応じて自社株式や遊休資産を処分（現金化）して納税資金を確保するための最適な方法をご提案します。

また、遺産相続がお客様のご意思どおり速やかに完了するよう、遺言書の作成・遺言執行についてもお手伝いします（詳しくは個人会員サービスのページをご覧ください）。

## 種類株式など 会社法を駆使した自社株対策

オーナー企業における事業承継は、単に社長の座を譲るだけでは不十分で、後継者が一定以上の株式を保有して経営権を持たなくては上手くいきません。

しかし、自社株以外の資産が少ない場合、自社株を後継者に集中しようとする他の相続人の遺留分を侵害してトラブルとなったり、後継者に換金性のある遺産がいかないため相続税が支払えないこともあります。

かといって、自社株式が分散すると、後継者が思うように経営することができず、最悪の場合はお家騒動に発展するかもしれません。

当社では、会社法の施行により自由に発行できるようになった議決権制限株式（無議決権株式）などの種類株式の活用、その他、従業員持株会の設立やグループ企業の再編、場合によっては上場まで、事業承継を円滑に進めるための最適な方法をご提案します。



# 法人会員サービス

## 後継者教育

後継者を決定されても、すぐに現経営者と同じように経営ができるものではなく、経営を引き継ぐまでの間に、経営者として必要な能力・知識を身につける必要があります。

経営の理念や実務に関しては、現経営者の下で鍛え上げられることになるでしょうが、当社では、経営の基礎から法律税務等の専門知識まで、後継者候補の「家庭教師」として知識面での育成をお手伝いします。

また、実際に後継者に経営権を譲られたあかつきには、後継者のブレーンとして新体制を軌道に乗せるお手伝いをいたします。

## 従業員その他第三者への事業承継

親族内に適当な後継者が見当たらない場合、会社の役職員に自社を買い取ってもらうMBO（マネジメントバイアウト）や、社外の第三者に自社株式を買い取って経営者として入ってきてもらうMBI（マネジメントバイイン）、他社に自社を売却するM&Aという選択肢もあります。

会社の売却というと、「乗っ取り」という悪いイメージがあったり、今まで家族同然でやってきた会社から一人逃げ出すような後ろめたさを感じられる方もいらっしゃいますが、オーナー企業の売却は現経営者が合意して友好的に行われますし、従業員の雇用を維持し、取引先に迷惑をかけないためにも会社を残さなければなりません。

また、「うちみたいな小規模な会社には無縁の話だ」とお考えになる方もいらっしゃいますが、近年中小企業の売却も増加しており、廃業を決断される前に是非検討していただきたい方法です。

当社では、売却先探しから、条件交渉、契約書等の準備まで一貫して、MBO・M&Aをお手伝いします。

# 料金案内

## ■カウンセリング料

初回カウンセリング 1時間 ¥10,500

※初回カウンセリングは相続税の簡易査定費用を含みます。

## ■入会金・月会費

個人会員 入会金 ¥21,000 月会費 ¥15,750

法人会員 入会金 ¥21,000 月会費 ¥31,500

※月会費には、1月あたり1時間までのご相談料（お電話、メール、面談）、遺言書の保管料（個人会員様は1名様分、法人会員様は2名様分まで）を含みます。

## ■コンサルティング料

当社では、遺産相続・事業承継・資産運用など、各種コンサルティングの報酬を、対象資産の価格によらず、時間制で設定しております。

ご依頼いただきました業務の所要時間が、1月あたり1時間（月会費に含まれます）を超過しますと、個人会員様・法人会員様とも超過1時間につき¥21,000をご請求させていただきます。

所要時間は試算構成や家族構成、お客様のご要望等によっても異なりますので、お見積もりをご希望のお客様はコンシェルジュにお申し付けください。

※出張相談サービスをご利用の場合は別途出張料がかかります。出張料は当社からの距離によって異なりますので、コンシェルジュにお尋ね下さい。

## ■任意後見サービス

公正証書作成時 ¥105,000

後見人報酬 ¥42,000/月

## ■遺言執行、税務申告、登記等の業務

これらの業務は、専門家アドバイザー個人とのご契約となります。

料金は対象資産の価格によって異なりますので、詳細は専門家アドバイザーにお尋ね下さい。

## ■実費

公正証書作成の公証人手数料、戸籍謄本や商業登記簿謄本等の証明書類、登記にかかる登録免許税などの実費はお客様のご負担となります。

## ■その他サービス

その他記載のないサービスにつきましては、コンサルティング料に準じて報酬をご請求させていただきます。

# 役員紹介

<p><b>代表取締役社長</b> <b>西内 孝文</b> <b>Nishiuchi, Takafumi</b></p> <p>税理士 ファイナンシャルプランナー 中小企業診断士 社会保険労務士 行政書士</p>	<p>平成10年 東北学院大学大学院経済学研究科修了 有限会社松本会計社勤務</p> <p>平成13年 西内孝文社労士FP事務所開設 西内孝文税理士事務所開設</p> <p>平成15年 西内孝文中小企業診断士事務所開設 アストラット株式会社設立</p> <p>平成17年 西内孝文行政書士事務所開設 株式会社アストラット・アカウンティング設立</p>
<p><b>取締役</b> <b>茶谷 豪</b> <b>Chatani, Goh</b></p> <p>弁護士</p>	<p>平成11年 司法試験合格</p> <p>平成12年 早稲田大学法学部卒業</p> <p>平成13年 弁護士登録 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）勤務</p> <p>平成15年 新宿法律事務所パートナー</p>
<p><b>取締役</b> <b>田中 謙二</b> <b>Tanaka, Kenji</b></p> <p>税理士</p>	<p>平成9年 明治大学法学部法律学科卒業 民間企業経理部勤務</p> <p>平成15年 辻・本郷税理士法人勤務</p> <p>平成17年 税理士登録 永和総合事務所パートナー</p>
<p><b>取締役</b> <b>中田 哲也</b> <b>Nakata, Tetsuya</b></p> <p>税理士</p>	<p>平成12年 成蹊大学大学院経営学研究科博士前期課程修了 東京会計総合事務所勤務</p> <p>平成14年 税理士登録</p> <p>平成15年 中田哲也税理士事務所開設</p>
<p><b>取締役</b> <b>古屋 尚樹</b> <b>Furuya, Naoki</b></p> <p>公認会計士 税理士</p>	<p>平成11年 公認会計士第2次試験合格</p> <p>平成13年 中央大学商学部卒業 中央青山監査法人勤務</p> <p>平成15年 公認会計士登録 古屋公認会計士事務所開設</p> <p>平成16年 税理士登録</p>
<p><b>取締役</b> <b>久我 祐司</b> <b>Kuga, Yuji</b></p> <p>司法書士 行政書士</p>	<p>昭和62年 早稲田大学教育学部卒業</p> <p>平成元年 早稲田大学第二文学部卒業 民間企業勤務</p> <p>平成11年 鄭英模司法書士事務所勤務</p> <p>平成12年 司法書士登録</p> <p>平成16年 行政書士登録</p> <p>平成18年 司法書士久我事務所開設</p>

相続・事業承継でお悩みの方に



ユナイテッド・アドバイザーズ株式会社

〒150-8512

東京都渋谷区桜丘町26-1

セルリアンタワー15階

電話 03 (5456) 5565

FAX 03 (5456) 5511

Email: info@united-advisers.com

---

ホームページもご覧ください。

URL: <http://www.united-advisers.com>

---